

国立大学法人筑波大学学内交通規制実施要項

〔 平成 17 年 2 月 8 日
交通安全対策委員会決定
改正 平成 18 年 3 月 6 日〕

(目的)

- 1 この要項は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の筑波地区構内（以下「構内」という。）における自動車等の交通について必要な事項を定め、もって、学内環境の保持及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) 自動車等 法第2条第1項第9号及び第10号に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。

(入構・駐車規制)

- 3 学長は、第1項の目的を達するため、必要に応じ、自動車による入構及び駐車を規制することができる。
- 4 第8項から第11項までの規定により駐車証又は入構証（以下「駐車証等」という。）の交付を受けていない者は、自動車で構内に入構し、又は駐車することができない。
- 5 駐車証等の交付を受けた者は、これを自動車の運転席前面の所定の場所に表示しなければならない。

(交通規制)

- 6 構内を自動車等で通行する者は、本学が設ける通行区分、速度制限、駐車禁止、進入禁止その他の道路標識等及び本学が行う交通整理に従わなければならない。

(駐車規制)

- 7 駐車場は、原則として、自動車で入構し、又は駐車する者の用務に応じ、次のとおり区分する。

- (1) 公用車駐車場 : 公務で来学する者用
(2) 指定駐車場 : 職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）及び学生用
(3) 一般駐車場 : 職員、学生、委託業者及び一般来学者用
(4) 宿舎用駐車場 : 構内に居住する者用
(5) 外来者用駐車場 : 一般来学者用
(6) 患者用駐車場 : 患者、付添者及び面会者用

8 次の各号に掲げる者は、あらかじめ駐車証の交付を受け、前項の区分に従い、所定の駐車場に駐車しなければならない。

- (1) 自動車で本学に通勤する者
- (2) 自動車で本学に通学する者
- (3) 構内に居住する者

(4) 工事その他の委託業務又は物品の搬入等のため、自動車を常時駐車場に駐車する者

9 自動車で本学に用務のため入構しようとする者（前項の規定により駐車証の交付を受けた者を除く。）は、本学の進入口に設ける案内センター（以下「案内センター」という。）等において、その都度、入構証の交付を受け、用務に応じ第7項第1号、第3号又は第5号の駐車場に駐車しなければならない。

（禁止区域への進入等）

10 工事その他の委託業務又は物品の搬入等のため、自動車で進入禁止区域等に進入し、及び駐車しようとする者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

（専ら工事区域等に駐車する自動車の取扱い）

11 工事のため、自動車で本学に入構する者のうち、専ら工事区域等に駐車するものについては、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

（学内連絡バスの運行）

12 構内における交通の便を図るため、別に定めるところにより、学内連絡バスを運行するものとする。

（臨時の措置）

13 学長は、本学の運営上特に必要と認める場合は、この要項に規定する事項について臨時の措置をとることができる。

（違反者に対する措置）

14 この要項に違反した者に対しては、次の措置をとることができるものとする。

- (1) 自動車等の移動排除等
- (2) 駐車証等の返還及び自動車による本学への入構及び駐車の禁止
- (3) その他所要の措置

15 前項第1号の自動車等の移動排除等に係る措置は、別に定めるところにより行うものとする。

（緊急自動車等）

16 緊急自動車については、この要項を適用しないものとする。

17 郵便車、路線バス、タクシー等については、第4項及び第9項の規定を適用しないものとする。

（事務）

18 この要項の実施に関する事務は、財務部資産管理課が行う。

(細目)

19 この要項に定めるもののほか、学内交通規制の実施に関し必要な細目は別に定める。

附 記

- 1 この要項は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 第4項及び第9項の規定は、附属病院に受診等のため自動車で入構する者については、当分の間、適用しないものとする。

附 記(平成18年3月6日)

- 1 春日地区については、平成19年4月1日から適用するものとする。